

①<条例素案> 「**正当な理由なく**」が**不当要求行為**にだけ入っている。

(6) 特定要求行為 職員以外のものが職員に対し、その職務に関して行う特定の団体又は個人（以下「特定のもの」という。）を他のものと比べて有利又は不利に扱うなど特別の扱いをすること（不作為を含む。）を求める行為をいう。ただし、規則で定めるものを除く。

(7) 不当要求行為 特定要求行為のうち、**正当な理由なく**次に掲げることを求める行為であって、職員の公正な職務の執行を妨げることが明らかであるもの又は暴力行為その他社会的相当性を逸脱した手段により要求の実現を求めるものをいう。

ア 特定のものに対して著しく有利な又は不利な取扱いをすること。

イ 特定のものに対して義務のないことを行わせ、又はその権利の行使を妨げること。

ウ 職務上知ることのできた秘密を漏らすこと。

エ 執行すべき職務を行わないこと。

オ アからエまでに掲げるもののほか、法令に違反すること又は職員の職務に係る倫理に反することを行うこと。

②<変更案> 「**正当な理由なく**」を**特定・不当要求**の両方に入れる。

(6) 特定要求行為 職員以外のものが職員に対し、**正当な理由なく**、その職務に関して行う特定の団体又は個人（以下「特定のもの」という。）を他のものと比べて有利又は不利に扱うなど特別の扱いをすること（不作為を含む。）を求める行為をいう。ただし、規則で定めるものを除く。

(7) 不当要求行為 特定要求行為のうち、**正当な理由なく**次に掲げることを求める行為であって、職員の公正な職務の執行を妨げることが明らかであるもの又は暴力行為その他社会的相当性を逸脱した手段により要求の実現を求めるものをいう。

ア 特定のものに対して著しく有利な又は不利な取扱いをすること。

イ 特定のものに対して義務のないことを行わせ、又はその権利の行使を妨げること。

ウ 職務上知ることのできた秘密を漏らすこと。

エ 執行すべき職務を行わないこと。

オ アからエまでに掲げるもののほか、法令に違反すること又は職員の職務に係る倫理に反することを行うこと。

③<事務局 修正案>

(6) 特定要求行為 職員以外のものが職員に対し、その職務に関して行う特定の団体又は個人（以下「特定のもの」という。）を他のものと比べて有利又は不利に扱うなど特別の扱いをすること（不作為を含む。）を求める行為をいう。ただし、規則で定めるものを除く。

(7) 不当要求行為 特定要求行為のうち、**正当な理由なく**次に掲げることを求める行為であって、職員の公正な職務の執行を妨げることが明らかであるもの又は暴力行為その他社会的相当性を逸脱した手段により要求の実現を求めるものをいう。

ア 特定のものに対して**著しく**有利な又は不利な取扱いをすること。

イ 特定のものに対して義務のないことを行わせ、又はその権利の行使を妨げること。

ウ 職務上知ることのできた秘密を漏らすこと。

エ 執行すべき職務を行わないこと。

オ アからエまでに掲げるもののほか、法令に違反すること又は職員の職務に係る倫理に反することを行うこと。